



| | | |
|--|---------------|-----|
| 目 次 | | |
| 告 示 | | ページ |
| ○漁船損害等補償法による同意の成立 | (漁業管理課) | |
| | (12・16揭示) | 1 |
| ○漁船損害等補償法による付保義務消滅 | (〃) | |
| | (〃) | 1 |
| ○公共測量の実施の通知 | (用地対策課) | 1 |
| ○道路の供用開始 | (道 路 課) | 1 |
| 公 告 | | |
| ○第39期高知県労働委員会委員候補者推薦要領 | (雇用労働政策課) | 1 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 (2件) | (農業基盤課) | 1 |
| ○土地改良区の解散の認可 (〃) | (〃) | 2 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | | |
| ◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | (12・4揭示) | 2 |
| ◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃) | (〃) | 2 |
| ◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | (〃) | 2 |
| ◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | (12・9揭示) | 2 |
| ○告示(政治団体設立の届出)の訂正 | | 2 |
| 落札公告 | | |
| ○落札者等の公告 | (公営企業局 県立病院課) | 2 |

告 示

高知県告示第724号
 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年12月16日(揭示済)
 高知県知事 尾崎 正直

香南加入区
高知県告示第725号
 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成21年12月高知県告示第725号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年12月15日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年12月16日(揭示済)
 高知県知事 尾崎 正直

香南加入区
高知県告示第726号
 宿毛市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年12月5日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成25年12月17日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類 公共測量(道路計画)
- 2 作業期間 平成25年12月4日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 宿毛市の一部

高知県告示第727号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成25年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成25年12月17日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|---------------------|---------------|-------------|
| 土佐郡土佐町芥川字ビヤガダニ153番1 | 68 | 平成25年12月17日 |

公 告

高知県労働委員会の第39期委員を任命したいので、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、推薦資格のある労働組合又は使用者団体は、次の要領により、それぞれ労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦してください。
 平成25年12月17日
 高知県知事 尾崎 正直

- 第39期高知県労働委員会委員候補者推薦要領
- 1 候補者を推薦する者の資格
 - (1) 労働者委員の候補者を推薦する者の資格
 本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。
 - (2) 使用者委員の候補者を推薦する者の資格
 本県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。
 - 2 候補者資格
 特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。
 - 3 委員の定数及び任期
 委員の定数は労働者委員及び使用者委員各5人で、委員の任期は2年とする。
 - 4 推薦手続
 - (1) 推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。
 - (2) 推薦資格のある使用者団体は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する定款又は規約等を添えて推薦すること。
 - 5 推薦締切日
 平成26年1月20日(月)
 - 6 推薦書の提出先
 高知県商工労働部雇用労働政策課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西土佐地区土地改良区の定款の変更を平成25年12月5日に認可した。
 平成25年12月17日
 高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、にしとさ土地改良区の定款の変更を平成25年12月5日に認可

した。
平成25年12月17日
高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、土佐山田町明治土地改良区の解散を平成25年12月6日に認可した。

平成25年12月17日
高知県知事 尾崎 正直

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,558人である。

平成25年12月4日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、171,315人である。

平成25年12月4日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

| | |
|----------------|---------|
| 高知市選挙区 | 92,464人 |
| 室戸市、東洋町選挙区 | 5,422人 |
| 安芸市、芸西村選挙区 | 6,530人 |
| 南国市選挙区 | 13,192人 |
| 土佐市選挙区 | 7,969人 |
| 須崎市選挙区 | 6,588人 |
| 宿毛市、大月町、三原村選挙区 | 8,249人 |

| | |
|-------------------------|---------|
| 土佐清水市選挙区 | 4,469人 |
| 四万十市選挙区 | 9,808人 |
| 香南市選挙区 | 9,265人 |
| 香美市選挙区 | 7,783人 |
| 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区 | 3,385人 |
| 長岡郡、土佐郡選挙区 | 3,841人 |
| 吾川郡選挙区 | 9,054人 |
| 高岡郡選挙区 | 17,756人 |
| 黒潮町選挙区 | 3,528人 |

高知県選挙管理委員会告示第83号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、2,868人である。

平成25年12月9日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第85号

平成25年11月高知県選挙管理委員会告示第73号（政治団体設立の届出）の一部を次のように訂正する。

平成25年12月17日
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）の表佐竹敏彦後援会の項中「佐竹 敏彦」を「政岡 学」に訂正する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年12月17日
高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
高圧蒸気滅菌装置一式 2組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10番7号
- 5 落札金額
29,687,280円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成25年8月27日